

重度の障がいがある人に対する各種手当

問い合わせ先 福祉課 障がい福祉班（西合志庁舎）
 ☎（242）1149 FAX（348）5271

在宅で重度の障がいがある人に、手当を支給します。

特別障害者手当

月額26,000円

身体または知的・精神に重度の障がいがあり、日常生活で常に特別の介護を必要とする20歳以上の人に支給します。おむね、身体障害者手帳1、2級程度および療育手帳A1、A2程度の障がい重複している人、もしくはそれと同程度の障がいがある人が対象です。なお、施設などに入所している人、病院または診療所に継続して3カ月を超えて入院している人には支給されません。

障害児福祉手当

月額14,140円

身体または知的・精神に重度の障がいがあり、日常生活で常に介護を必要とする20歳未満の人に支給します。おむね、身体障害者手帳1、2級程度および療育手帳A1、A2程度の障がいがある人が対象です。なお、障害年金などを受給している人、施設などに入所している人には支給されません。

特別児童扶養手当

1級 月額49,900円
 2級 月額33,230円

心身に一定以上（重度～中程度）の障がいがある20歳未満の児童を養育する人に、障がいの程度に応じて支給します。なお、児童が児童福祉施設などに入所している場合は支給されません。
 ※各種手当には所得制限があります。詳しくはお問い合わせください。

現況届を忘れずに

・特別障害者手当 ・障害児福祉手当
 ・特別児童扶養手当 ・経過的福祉手当
 これらの手当を受けている人は、支給資格要件を確認するために、毎年8月1日現在の状況を記載した「現況届」の提出が必要です。対象者には、8月上旬に関係書類を送付していますので忘れずに提出してください。現況届の提出がないと、8月以降の手当の支給を受けることができませんのでご注意ください。期間中、どうしても都合のつかない人はご連絡ください。
提出期間
 8月11日（月）～29日（金）

ひとり親家庭などで児童を養育している人への制度

問い合わせ先 子育て支援課（西合志庁舎） ☎（242）1159

児童扶養手当制度

離婚などの理由で、父または母と生計を別にして児童を養育する家庭に支給します。

● 手当の支給

手当の支給額は、受給資格者と扶養義務者（同居している親など）の所得に応じて区分されます。この区分は、毎年、現況届の審査状況で見直しがあります。

事実婚と認められる場合は

事実婚とは、夫婦としての共同生活と認められる事実関係（定期的訪問があつて、定期的な生活費の補助を受けているなど。同居の有無を問わない）が存在することをいいます。

事実婚の場合は、児童扶養手当受給対象外となりますので、手当を受けている人で、事実婚の状態にあると思われる人は、速やかに資格喪失の届け出をしてください。

ひとり親家庭等医療費助成制度

ひとり親家庭（父子・母子家庭）などの生活安定と福祉の向上のため、医療費の一部を助成します。

● 対象

次の全てを満たす人
 ・国民健康保険法の規定による被保険者または社会保険各法の規定による被保険者もしくは被扶養者
 ・市内に住所を有する父子家庭の父もしくは母子家庭の母およびその者に扶養されている児童または父母のな

支給対象児童 1人の場合
 全部支給……月額41,020円
 一部支給……月額41,010円～9,680円
 支給対象児童 2人目
 月額5,000円加算
 支給対象児童 3人目以降
 1人につき月額3,000円加算
 ※所得制限があり、所得が限度額以上ある場合は支給停止となります。

※認定請求の受付
 子育て支援課で相談・請求の受け付けをしています。詳しくはお問い合わせください。

※所得制限があります。

認知症講演会

若年性認知症を取りまく現状と居場所づくり

問い合わせ先 高齢者支援課 包括支援センター班（西合志庁舎）
 ☎（242）1124

本市には、認知症の人や地域でお困りの人を見守り支える「ささえ愛隊」というボランティア団体があります。その団体の活動の一環として、次のとおり講演会を開催します。

ささえ愛隊に加入していなくても参加できます。認知症の人を介護している人、認知症の家族がいる人、認知症に関心がある人など多数の参加をお待ちしています。

● とき 9月16日（火）
 午後1時30分～

● ところ 市社会福祉協議会

● 講師 ふれあい館 交流ホール
 ケアサポートメロン

● 参加費 無料
 所長 元田真一さん

● 申込先

市社会福祉協議会 地域福祉課

☎（242）7000

FAX（242）6635

※電話またはファックスでお申し込みください。

● 申込期限 8月29日（金）

● 助成期間

・児童：18歳に達する日以降最初の3月31日まで

・父・母など：児童が20歳に達する月末まで（ただし、児童を扶養している場合）

● 助成額

助成対象者が一部負担金を支払った場合に支払額の3分の2に相当する額を助成します。

現況届を忘れずに

児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費助成を受けている人は、受給資格確認のため、現況届の提出が必要です。対象者には8月上旬に関係書類を送付していますので、忘れずに提出してください。現況届の提出がないと、8月以降の手当の支給を受けることができません。また、2年以上届け出がないと受給権がなくなりますのでご注意ください。

● 提出期限 8月29日（金）



講師プロフィール

もとだ しんいち 元田 真一さん
 ケアサポートメロン 所長

平成元年から約25年間、作業療法士として医療の現場で活動。平成22年に通所介護ケアサポートメロンを設立し、活動の場を地域という現場に移す。2カ月に1回、日吉校区や城南校区など計12カ所の「ふれあいいきいきサロン」で健康体操などを実施。

年をとっても、認知症になっても、人が住み慣れた地域で生活できるよう、地域に根ざした「ご当地デイサービス」を目指し、地域のコミュニティづくりに取り組んでいる。



親子の絆づくりプログラム 赤ちゃんがきた（BP）

初めての赤ちゃんを育てている母親のための学びの講座、ベビープログラム（BP）を開催します。子育て仲間を作り親子の絆を深めましょう。



● とき

10月2日（木）、9日（木）
 16日（木）、23日（木）

午前10時～正午

● ところ

ふれあい館 交流ホール

● 対象

市内在住で平成26年5月～7月生まれの第1子を持つ親

● 定員 10人

※定員になり次第締め切ります。

● 参加費

テキスト代864円のみ

● 受付期限

9月26日（金）

● 申し込み・問い合わせ先

市社会福祉協議会
 子ども支援センター
 ☎（242）7008